

技術士 CPD ガイドブック Q&A

【I. 新たな CPD 実績の管理及び活用の仕組みの概要】

Q1：CPD 活動実績を登録する目的は何ですか？

A1：技術士法第 47 条の 2 には技術士の資質の向上の責務が定められています。それを裏付けるために、技術士の資質の向上に資する継続研さん（CPD）活動の実績を公的に証明しその活用を促そうとするものです。

Q2：今回の新しい CPD 登録制度は、これまでの登録制度とどのように異なるのですか？

A2：これまでの CPD 登録制度と大きく異なるところは次の二点です。一点目は、文部科学大臣が、国内外における技術士資格の活用促進を図るためには、全ての技術士の CPD 活動実績の管理及び活用の公的な仕組みが必要と判断し、その公的な仕組みの事務を日本技術士会に担わせるとしたことです。二点目は、技術士の CPD 活動の履行状況を公的に裏付けるために、文部科学省が技術士法施行規則第 14 条を改正し、技術士登録簿の登録事項を追加し、資質の向上の取組状況を記載する欄を設けたことです。この新たな登録制度により、一定以上の CPD 活動実績のある技術士に、証明書の発行や名簿の公表、技術士（CPD 認定）の認定を行う公的な仕組みが構築されました。

Q3：新たな「技術士の CPD 活動実績の管理及び活用の仕組み」の構築のねらいは何ですか？

A3：多くの技術者が、キャリア形成過程において実務経験を積み重ねて専門的学識を深め、豊かな創造性を持って、複合的な問題を解決できる技術者になるためには、技術士資格の取得と CPD 活動を通じて資質向上を図ることが重要です。公的な仕組みの構築は、個々の技術士の CPD 活動の履行状況を技術士登録簿の登録事項の一つとして記載して公的に裏付けし社会的な活用を図ることにより、技術士の CPD 活動を促進することがねらいです。

Q4：なぜ、日本技術士会が CPD 活動実績の公的な管理及び活用の事務を担うことになったのですか。

A4：技術士法第 54 条に、日本技術士会は全国の技術士の資質の向上に資するための研修に関する事務を全国的に行うとあることから、これまでも技術士法第 47 条の 2 の規定の趣旨を踏まえ、CPD 活動に関する事務を行ってきました。今般、科学技術・学術審議会技術士分科会の審議を受けて、文部科学大臣が CPD 活動実績の公的な管理及び活用の事務を担うには日本技術士会がふさわしいと判断しました。

Q5：日本技術士会は、どのような実施体制で CPD 活動実績の公的な管理及び活用の事務を行うのですか？

A5：この公的な仕組みを推進するため、日本技術士会は事務局に「技術士 CPD センター」を設置するとともに、CPD 活動関係団体からの推薦者及び CPD 活動に知見を有する日本技術士会の正会員の委員で構成される「技術士 CPD 実績管理委員会」により総括的に管理されます。更に、CPD 登録を行っている関係学協会の参加による「CPD 活動関係学協会連絡会」(事務局：日本技術士会)が設置され、技術士 CPD に関する情報提供や相互協力が行われます。

【II. 技術士の CPD 活動の考え方と算定基準】

Q1：CPD 活動の目的は何ですか？

A1：技術士は、技術士の専門知識や技術力、高い倫理観といった資質能力を客観的に保証する資格です。そのため、個々の技術士は、社会ニーズの変化に的確に対応できるよう、日々自己研さんを積み、最新の知識・技術を身につけて、業務の質を維持する責務があります。技術士の CPD 活動は、その資質能力を維持し向上させることが目的です。個々の技術士の CPD 活動は、各技術士が自身の生涯を通じたキャリア形成を見据えて、自らの意思で主体的に業務履行上必要な知識を深め、技術を修得することが求められます。

Q2：技術士に求められるコンピテンシーとは何ですか？

A2：技術士であれば最低限備えるべき資質能力のことをいいます。平成 26 年 3 月の分科会において、「技術士に求められる資質能力（コンピテンシー）」として、「専門的学識」、「問題解決」、「マネジメント」、「評価」、「コミュニケーション」、「リーダーシップ」、「技術者倫理」が示されました。技術士はこれらの資質能力をもとに、業務履行上必要な知識を深め、技術を修得し資質能力の向上を図るために十分な CPD 活動を行うことが求められます。

Q3：資質区分と形態区分の特徴は何ですか？

A3：資質区分と形態区分が技術士 CPD ガイドライン（第 3 版）と異なるのは、資質区分が「技術士に求められる資質能力（コンピテンシー）」（平成 26 年 3 月分科会）に基づいていること、形態区分が、参加型、発信型、実務型、自己学習型の 4 区分に大きく区分されたことです。特に参加型では企業等の組織内活動、学協会活動の位置付が明確になりました。

Q4：改訂された日本技術士会 CPD 算定基準の特徴は何ですか？

A4：技術士 CPD ガイドライン第3版の基準と比べて、大幅に簡素化するとともに、CPD 機会に恵まれない地方在住者に配慮してeラーニングを講演会参加と同等に位置づけたこと、組織内研修の上限時間を無くしたこと、学協会活動を諸外国に倣って重視するため形態区分の参加型に位置付けたこと、技術士の自主性を尊重して自己学習の内容を例示して上限時間を30時間に引き上げたこと、CPD活動の時間を2つの資質項目に分けて登録できるようにしたことなどです。

Q4-1：eラーニングが講演会と同様に認められることになりましたが、何か必要な条件がありますか？

A4-1：eラーニングは受講修了証等により受講が確認できることが必要です。「受講修了証等による受講の確認」には、オープンバッジによる「デジタル修了証明」も含まれます。

Q5：コンサルタントの業務は、CPD活動の実績になりますか？

A5：諸外国の多くの基準では、現在の知識を適用した通常の作業は、職場での学習活動として主張することはできないと明記されています。また、我が国の主要な学協会でもCPDとして認めていません。日本技術士会で今回改めて検討した結果、国際同等性及び相互承認の観点を考慮し認めないこととしました。

Q6：学協会の委員会や専門部会への参加は、上限30CPD時間/年度まで認められることになりましたが、どのように記入すればよいのですか？

A6：注意事項に書かれているように、1委員会、専門部会等当たり上限が10時間です（小委員会、WG等は分けて計上できます。）1委員会、専門部会等毎に、委員会等、専門部会等の名称、目的、自身の役割を明記してください。合計で30CPD時間を超えた分は登録することができません。

Q6-1：学協会には、どのような団体が該当するのですか。（学協会の定義について）

A6-1：学術の各分野の発展を図ることを目的に組織された団体で、規約を有し、定期的な会合と出版物を持つ団体が該当します。

Q7：学協会誌の購読は年間購読時間を一括して記入してよいのですか？

A7：学協会誌の購読は、年間を一括で記入しても良いし、購読毎に記入しても構いません。但し、上限は10CPD時間で、上限を超えた分は登録することができません。

Q8：国家資格とはどのような資格をいうのですか。

A8：国が法令、告示、通達等に基づき、一定の業務に従事する上で必要とされる専門的知識、技能等に関する基準を設けている資格のことです。

Q8-1：政府関係機関や公益法人等が認定する技術資格は CPD 時間が認められないのですか？

A8-1：技術資格については、様々な資格が存在しその判定が難しいことから、国家資格に限定しました。政府関係機関や公益法人等が認定する技術資格やその他民間資格は「10.多様な自己学習」に「⑬資格取得のための学習」として学習時間を登録してください。

Q8-2：学位取得は CPD 時間が認められないのですか。

A8-2：学位取得については、学位取得の条件として論文発表や口頭発表が義務化されており、十分な CPD 時間の実績の獲得が可能なこと、関係する学会でも CPD 時間を認めていないことから、CPD の対象から外しました。

Q9：日本技術士会の CPD の審査方法は、事後審査と聞いています。事前審査方法を取り入れられないのですか。

A9：CPD 記録の管理方式には、個人記録を保管する登録データベースに対して、入力前にプログラム審査と受講チェックを行うのが入口審査方式であり、一旦入力を行った後で記録証明書を発行する際にプログラム審査と受講チェックを実施する出口審査方式、プログラム審査を登録データベース入力前に、受講チェックを入力後に行う混合審査方式があります。日本技術士会の主催行事は、主催者である日本技術士会がプログラムを選ぶ段階で審査を行い、入力後に受講チェックを行っている混合型審査方式とみるべきです。また、日本技術士会の主催行事ではない講演会等の受講は、出口審査方式（日本技術士会以外の主催の行事で、他学協会のプログラム審査を受けていない講演会）と考えています。日本技術士会では、当会の主催行事以外のプログラムの審査を行う考えはありません。

Q10：他団体での CPD 登録者です。私の登録している団体では、「CPD ポイント」と言っていますが、日本技術士会の「CPD 時間」と同じと考えてよいですか。

A10：CPD に関しては、日本技術士会は、実施時間に換算係数をかけたものを「CPD 時間」と言っていますが、他の団体で使われている「CPD ポイント」、「CPD 単位」と同じです。

Q11：日本技術士会と他の学協会の CPD 活動との連携を深めるためには、CPD の分類方法とか CPD 時間の算定基準を統一したものにすることが必要だと思いましたが、現状を教えてください。

A11：各学協会の分類方法や算定基準については、調査の結果、共通性が確保されています。そのため、技術士 CPD 実施法人になっていただいた学協会の CPD は日本技術士会の CPD と同様と見なして受け付けることしました。

【Ⅲ. 技術士のキャリア形成に必要な CPD 時間】

Q1：基準 CPD 時間とは何ですか？

A1：技術士のキャリア形成の観点から技術士資格取得後においてもその資質能力を維持するために必要と考えられる年間の CPD 時間のことです。日本技術士会では、モデルとして技術士であれば1年間で少なくとも技術に関する学協会に入会し発行されている会誌の購読（年間 10CPD 時間）を行うとともに、繁忙期を除いて月 1 回 1 時間程度の講演会又は e ラーニング等に 10 回参加（年間 10 CPD 時間）程度の継続研さんが必要であると考え、それを算定根拠に米国等の更新要件に匹敵する年間 20 CPD 時間の実績を「基準 CPD 時間」としました。

Q2：推奨 CPD 時間とは何ですか？

A2：積極的に資質能力を向上させ国際的にも活躍できるより高度なエンジニアとなるために必要な年間 CPD 時間として推奨している CPD 時間のことです。日本技術士会では、APEC エンジニアに求めている年間 50 CPD 時間の実績を「推奨 CPD 時間」としました。

Q3：推奨 CPD 時間に、年間 1 CPD 時間以上の技術者倫理の実績を求めるのはなぜですか？

A3：推奨 CPD 時間には資質区分の専門的学識だけではなく一般共通資質を含めた幅広い資質の習得が必要です。また、技術士法第 4 章の「技術士等の義務」にあるように、技術士は科学技術が社会や環境の重大な影響を与えることを十分に認識し、高い倫理観を保つことが求められているので、技術士倫理綱領を定め実践と啓発に努めています。そのため、資質区分の一般共通資質のうち資質項目の技術者倫理についてはその実績を特別に確認することとしました。（但し、移行措置として、2021 年度までの実績を申請する場合は技術者倫理の実績を求めません。）

Q3-1：技術者倫理とは具体的にどのような資質能力の向上を図る CPD 活動ですか？

A3-1：科学技術・学術審議会の技術士分科会が定めた技術士に求められる資質能力（「コンピテンシー」では、技術者倫理とは次のように解説されています。

- ・業務遂行にあたり、公衆の安全、健康及び福利を最優先に考慮した上で、社会、文化及び環境に対する影響を予見し、地球環境の保全等、次世代に渡る社会の持続性の確保に努め、技術士としての使命、社会的地位及び職責を自覚し、倫理的に行動すること。
- ・業務履行上、関係法令等の制度が求めている事項を遵守すること。
- ・業務履行上、行おう決定に際して、自らの業務及び責任の範囲を明確にし、これらの責任を負うこと。

Q4：技術士（CPD 認定）とは何ですか？

A4：技術士の社会的な信用度を高め活用を促進するため、長期間連続して一定以上の CPD 実績が認められる技術士に「技術士（CPD 認定）」の認定証を発行し、名簿をホームページに掲載することにしました。具体的には、5 年間で 250 CPD 時間（但し、年間 20CPD 時間以上）の実績および、5 CPD 時間以上の技術者倫理の実績のある技術士を「技術士（CPD 認定）」と称し、5 年間の有効期間中、希望者は名簿をホームページに掲載するとともに、「技術士（CPD 認定）」の名刺への標記及び日本技術士会が定めるロゴマークの使用を認めることとしました。

（なお、必要な CPD 時間については、移行措置として、2023 年度末までにその前年度以前の実績で申請する場合は、過去 2 年度間連続して推奨 CPD 時間を達成している実績により同様の措置を講じることとします。また、2021 年度以前の実績で申請する場合は技術者倫理の実績を要件としません。）

Q5：技術士のキャリア形成のステージ区分にはどのような意味があるのですか？

A5：技術者キャリア形成スキーム（コアスキーム）は、技術者の生涯を通じたキャリアパスの観点から、技術者の段階（ステージ）に応じた共通的な資質能力等（コアコンピテンシー）について、平成 28 年に科学技術・学術審議会 技術士分科会が例示的に作成したものです。科学技術・イノベーション基本計画においても、若手人材の参入促進が求められていることから、技術士資格の取得年齢の目安が 35 歳として例示されています。

【IV. 技術士 CPD 活動の登録及び審査】

Q1：日本技術士会の会員です。CPD 登録はこれまで通りで良いのですか？

A1：2021 年度の CPD 登録は、現在の技術士 CPD ガイドライン（第 3 版）に基づいて登録してください。新しい「日本技術士会 CPD 時間算定基準」の適用は、2022 年度からの登録に適用されます。

Q2：日本技術士会には入会していません。入会していなくても CPD 登録は可能ですか。

A2：入会していなくても日本技術士会の WEB 登録メンバーになって、ID とパスワードを取得すれば、CPD 登録は可能です。WEB 登録メンバーは、これまで手数料は 8,000 円でしたが 2,000 円に変更されています。

Q3：日本技術士会に登録した CPD 時間は、内容が審査されると聞きましたが、どのように行われるのですか？

A3：CPD 活動の形態項目は、講演会から、論文発表、資格取得、自己学習と様々です。そのため登録内容は、日本技術士会主催の講演会等のように部会等であらかじめプログラム内容が審査されているものから、自己学習のように、自己の責任において、資質の向上に寄与したと判断できるものを CPD として登録するものもあります。そのため日本技術士会では、技術士 CPD 活動の内容の質を確保するため、有識者による CPD 審査委員会を設置し、当該年に登録された内容を、「日本技術士会 CPD 時間算定基準」に基づき一定の割合で抽出して定期的に審査を行います。審査を通じて、修正の必要がある場合は、本人に通知して修正を求めます。

Q4：日本技術士会の CPD 登録システムに CPD 登録を行えば、自動的に技術士 CPD 活動実績簿等への記載申請が行われるのですか？

A4：年度末の 3 月に、日本技術士会から今年度の「CPD 登録状況の通知」が来ます。基準 CPD 時間や推奨 CPD 時間に達している場合は、それに応じて、技術士 CPD 活動実績簿等への記載申請等を行ってください。過年度の実績申請は随時受け付けます。また、基準 CPD 時間や推奨 CPD 時間に達していない場合は、登録を忘れていた CPD 実績がないか確認して、あれば直ちに登録してください。追加の登録で基準 CPD 時間や推奨 CPD 時間に達した場合は、それに応じて、技術士 CPD 活動実績簿等への記載申請等を行ってください。

Q4-1：技術士 CPD 活動実績簿は年度単位で作成されるのですか。

A4-1：4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日の年度単位で作成されます。基準 CPD 時間達成者名簿、推奨 CPD 時間達成者名簿、技術士（CPD 認定）名簿は、いずれも年度単位の CPD 活動実績で作成されます。

【V. 新たな CPD 実績の管理及び活用の仕組みの詳細】

Q1：日本技術士会の CPD 登録システム利用者ですが、技術士 CPD 活動実績簿等への記載申請の受付は、年度内に 1 度だけですか？

A1：日本技術士会の登録システム利用者は、技術士 CPD 活動実績簿への記載申請の受付は随時可能ですが、過去 5 ケ年度分までで、原則として年度毎に 1 回で無料です。やむを得ず 2 回以上申請する必要があるときは、別途手数料が 2,000 円必要です。また、他学協会の CPD 登録システム利用者は、同様に、技術士 CPD 活動実績簿への記載申請の受付は随時可能ですが、過去 5 ケ年度分までで、原則として年度毎に 1 回で手数料は 2,000 円です。やむを得ず 2 回以上申請する必要があるときは、その都度、手数料が必要で

Q2：日本技術士会の登録システムを利用しています。その場合、CPD 登録すれば実績証明書は必要ないのですか。

A2：日本技術士会の登録システムを利用している場合は、実績証明書は必要ありません。

Q3：日本技術士会の会員ですが、他の学協会に CPD 登録しています。日本技術士会の CPD 登録システムにも CPD 登録しようと思いますが、合算して技術士 CPD 活動実績簿等への記載申請ができますか？

A3：一つの CPD 活動実績のダブルカウントを避けるため、同年度で複数の登録機関に登録した実績を使って、技術士 CPD 活動実績簿等への記載申請することはできません。但し、年度毎に異なった登録機関の証明書を使って技術士 CPD 活動実績簿等への記載申請は可能です。

Q4：技術士登録をする以前に日本技術士会以外の学協会に CPD 登録をしていました。その実績を技術士登録簿に記載申請することはできますか？

A4：技術士登録簿への記載申請は、技術士登録をして技術士となった後の CPD 活動実績を記載するものです。技術士登録以前の CPD 活動実績は認められません。

Q5：他学協会の CPD 登録システム利用者です。その法人が発行する CPD 活動実績証明書には、CPD 活動実績の合計の内数として技術者倫理の記載欄がありません。どうしたらよいですか。

A5：まずその法人が CPD 関係学協会連絡会に入会している技術士 CPD 実施法人かどうかを日本技術士会ホームページで確認してください。（技術士 CPD 実施法人以外の CPD 実績は認められません。）本会として技術士 CPD 実施法人に対して、①CPD 活動実績証明書に技術者倫理記載欄の追加②技術者倫理の証明書を別途作成する仕組みなどをお願いをしていきます。

Q6：他学協会の CPD 登録システム利用者です。その法人（技術士 CPD 実施法人）が発行する証明書の内容についても、日本技術士会に設置される CPD 審査委員会で改めて CPD 登録内容の審査が行われるのですか？

A6：添付された証明書が所要の CPD 時間を達成しているかは確認しますが、CPD 内容の審査は行いません。

Q7：技術士の複数部門を取得しています。技術士活動実績簿への申請はどうすればよいですか？

A7：申請書の技術部門欄に複数記入してください。CPD 実績は、技術部門共通とし、部門ごとの実績は求めません。

Q7-1：公共調達における CPD 実績証明書で、専門分野の CPD が全体の 2 分の 1 以上求められる場合は、証明は可能ですか。

A7-1：技術士会 CPD 登録システム（Pe-CPD システム）に登録されている場合は、資質区分の A.専門的学識と B.一般共通資質に区分した証明書の発行は可能です。その証明書で受付可能かどうかは、その発注機関にお問い合わせください。

Q8：技術士 CPD 活動実績簿に登録された CPD は、何年保存されるのですか？

A8：技術士 CPD 活動実績簿に登録された CPD は、技術士登録されている期間中は、保存されます。ただし、技術士登録簿に記載される CPD 活動実績は、過去 5 年間だけが保存の対象です。

Q9：技術士登録簿への技術士 CPD 活動実績の記載の申請は、毎年できるのですか。

A9：技術士登録簿への記載申請には、登録事項変更届書を提出していただく必要があります。毎年度、記載事項の変更が可能です。

Q10：技術士登録簿への技術士 CPD 活動実績の記載に係る登録事項変更の手続きは、手数料が必要ですか？

A10：技術士の登録事項変更手続きについて、「技術士登録簿」への技術士 CPD 活動実績の記載に係る手数料は不要です。ただし、「技術士登録簿」の登録事項変更届出と「技術士 CPD 活動実績簿」等への記載申請を同時に行いますので、他の学協会の CPD 登録システムの利用者は、「技術士 CPD 活動実績簿」等への記載申請に係る手数料として 2,000 円が必要です。

Q11：技術士 CPD 活動実績名簿の公表は、どのようにされるのですか？

A11：日本技術士会は、一定以上の研さんを重ねている技術士の名簿をホームページに掲載するため、過年度に技術士登録簿に基準 CPD 時間である毎年 20 CPD 時間以上の実績がある技術士の名簿を作成し、基準 CPD 時間達成者に加えて、推奨 CPD 時間を達成している場合は、それがわかるように明示します。名簿は各技術士が技術士 CPD 活動実績の申請時に公表を希望していることを確認して、ホームページに CPD 活動実績名簿を掲載します。

Q12：推奨 CPD 時間を達成するためには、技術者倫理が年 1CPD 時間以上必要ですが、「月刊技術士」には、毎号技術者倫理に関する記事が出ています。これを年間通して通読すれば 1 時間以上になります。それを、技術者倫理を 1CPD 時間の実績として申請することは可能ですか。

A12：学協会の会誌購読をそのように活用して技術者倫理の実績を確保していただくのは良い方法です。但し会誌購読は年間で 10 時間が上限となっており、技術者倫理を分離登録される場合はご注意下さい。また、技術者倫理関係の書籍を読んで、自己学習として登録も可能です。日本技術士会では、e ラーニングで技術者倫理を提供する準備を進めていますのでご活用ください。

Q13：技術士 CPD 活動実績名簿で公表される CPD 時間は、いつの実績の名簿が公表されるのですか？

A13：過年度の実績が基準 CPD 時間又は推奨 CPD 時間を達成している技術士が、公表の対象です。

Q14：技術士（CPD 認定）を認定する目的は何ですか？

A14：技術士の社会的な信用度を高め活用を促進することが目的です。長期間連続して一定以上の CPD 実績が認められる技術士に「技術士（CPD 認定）」の認定証を発行し、名簿をホームページに掲載するものです。「技術士（CPD 認定）」の有効期間は認定日から 5 年間とします。その期間中、名簿をホームページに掲載するとともに、「技術士（CPD 認定）」の名刺等への標記及び日本技術士会が定めるロゴマークの使用を認めます。

Q15：技術士（CPD 認定）名簿の公表期間はどのくらいですか？

A15：「技術士（CPD 認定）」の有効期間は認定日から 5 年間ですので、その期間中、名簿はホームページに掲載されます。

Q16：技術士（CPD 認定）はどのような活用を考えていますか？

A16：日本技術士会のホームページでの名簿の公表、名刺等への標記、ロゴマークの使用ができるようになります。今後は、公共調達に関係する省庁や経済団体等に活用を働きかけていく予定です。

Q17：現行の「CPD 認定会員制度」は廃止されるのですか？また、CPD 認定会員制度に登録した直近の CPD については、新たな「技術士（CPD 認定）」に改めて登録することは可能ですか？

A17：「CPD 認定会員制度」は、日本技術士会会員に限った制度でした。新たな「技術士（CPD 認定）」は、技術士登録簿に記載された技術士 CPD 活動実績に基づく公的な仕組みの中で創設された認定制度で、「CPD 認定会員制度」と異なる制度です。よって、技術士会 CPD 登録システムに登録された CPD で申請できます。

Q18：技術士会 CPD 認定会員は 3 年更新でした。技術士（CPD 認定）は 5 年更新になっていますがなぜですか？

A18：日本技術士会では、将来の更新制度は 5 年更新と考えています。また、APEC エンジニアは、更新には 5 年間で 250CPD 時間と 5 年で 1CPD 時間の技術者倫理を求めています。技術士（CPD 認定）は、それらの方向性を踏まえて制度を創設しました。

Q19：「技術士（CPD 認定）」の認定の移行措置とはどのようなものですか？

A19：2023 年度内にその前年度以前の実績で申請する場合は、移行措置として過去 2 年度の間、連続して推奨 CPD 時間を達成していれば申請できます。また、2021 年度以前の実績で申請する場合は技術者倫理の実績が不要です。

Q20：CPD 実績証明書は年度毎の実績の証明書と聞いています。私は、特定の期間（○年○月～○年○月）の証明書が必要です。その場合はどうすれば良いですか？

A20：様式 5 の技術士 CPD 登録証明書（従来版）の発行を申請してください。

Q21：CPD 実績証明書は、公的な技術士登録簿に記載された CPD 活動実績簿に記載された事項の証明書です。日本技術士会会員と、非会員の手数料が異なるのはなぜですか？

A21：新しい制度で構築される技術士 CPD 活動実績管理システムは、日本技術士会の会員の会費で開発された日本技術士会 Pe-CPD システムを基本として改良したものです。そのような理由から手数料に差があります。

Q21-1：APEC エンジニアの更新のための CPD 記録は、技術士（CPD 認定）の認定を受けると不要になるのですか。

A21-1：技術士分科会で、技術士（CPD 認定）取得を APEC エンジニアの申請・更新に活用できないかとの意見がありましたが、現在のところ今後の検討事項です。

Q22：日本技術士会で予定されている e ラーニングシステムはどのようなものですか？

A22：全ての技術士を対象とするもので、システムは現在検討中ですが、できるだけ安価で提供できるように考えています。（但し、料金設定は会員、非会員で異なることとなります。）日本技術士会では研修委員会及び CPD 支援委員会は、技術士 CPD 行事を主催する各部会等の協力を得て e ラーニングのプログラムの充実を図るとともに、特に、推奨 CPD 時間において年間 1 時間以上の技術者倫理が必須となることから、全ての技術士が容易に技術者倫理に取組めるように倫理委員会等の協力を得て技術者倫理に関するプログラムを作成して提供する予定です。

Q23：日本技術士会に入会すると、CPD 活動にどのようなメリットがありますか？

A23：メリットとして以下のようなことが考えられます。

- ① 日本技術士会では、CPD 行事として全国で講演会等を年間 700 件ほど実施しており、非会員の参加も可能ですが、会員は安価に参加ができます。また、講演会等の個人配信も会員限定で規則を定めて実施を推進しています。
- ② 講演会等の CPD 行事の録画が 600 件ほどあり、ホームページから無料で視聴できます。
- ③ e ラーニングが始まります。技術者倫理を中心に幅広い内容を安価で視聴できます。
- ④ 日本技術士会の委員会や専門部会活動に参画でき、1 委員会 10 CPD 時間を上限に 30 CPD 時間まで取得が可能です。
- ⑤ 日本技術士会の機関紙 PE（月刊技術士）の購読ができ、購読により年間 10 CPD 時間まで登録が可能です。
- ⑥ 日本技術士会の CPD 登録システム（Pe-CPD システム）を無料で利用できます。
- ⑦ 技術士 CPD 活動実績簿記載申請が無料です。また、CPD 実績証明書の手数料が 1,000 円と安価です。（非会員は 5,000 円）

Q24：CPD 登録・証明書等の手数料の技術士 CPD 活動実績簿記載申請に「(2 回目以降)」と記されていますが、2 回目以降とはどういう意味ですか？

A24：日本技術士会の正会員の場合は、CPD 活動実績簿記載申請は原則一ケ年度に 1 回を想定しています。しかし、実施した CPD 実績の申請を忘れていた等の理由で、やむを得ず、再度、申請することは可能ですが、その場合は手数料を頂くこととなります。できるだけ、1 回で申請を済ませていただくようお願いします。